

○幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

平成十八年十二月十九日

山口県条例第五十五号

〔就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例〕をここに公布する。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

(平二四条例四・平二六条例三八・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項及び第三項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めるものとする。

(平二四条例四・平二六条例三八・一部改正)

(認定の要件)

第二条 法第三条第一項の条例で定める認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 施設が幼稚園である場合は、幼稚園教育要領(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第三十八条に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者の教育を行うものであること。
- 一の二 施設が保育所等である場合は、保育を必要とする子どもの保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合は、当該保育所が所在する市町における児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うものであること。
- 一の三 子育て支援事業のうち、施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものであること。
- 一の四 教育及び保育に従事する者が、満一歳に満たない子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上で満三歳に満たない子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上で満四歳に満たない子どもおおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね二十五人につき一人以上であり、かつ、常時二人以上であること。
- 二 満三歳以上の子どもの全員が施設の提供するサービスを利用する時間帯(以下「共通利用時間」という。)においては、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人の職員にその教育を担当させること。この場合において、一学級の子どもの数は、原則として三十人以下であること。
- 三 職員のうち満三歳に満たない子どもの保育に従事するものは、保育士(児童福祉法第十八条の四に規定する保育士をいう。以下同じ。)であること。
- 四 職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事するものは、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第一項の普通免許状をいう。以下同じ。)又は助教諭の臨時免許状(同項の臨時免許状をいう。以下同じ。)を有し、かつ、保育士であること。ただし、これによることが困難であると認められる場合は、幼稚園の教諭の普通免許状若しくは助教諭の臨時免許状を有する者であって保育士となる資格を取得するよう努めていると認められるもの又は保育士であって幼稚園の教諭の普通免許状を取得するよう努めていると認められるものであることで足りる。この場合においては、当該者が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士となる資格を取得することを容易にするために、施設が必要な措置を講じていること。
- 五 職員のうち共通利用時間以外の時間帯において保育に従事するものは、保育士(その所在地が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)内である幼稚園又は保育機能施設であって共通利用時間以外の時間帯において保育に従事する者を保育士である者とすることが困難であるものにあつては、幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者であつて意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの)であること。
- 六 学級担任(第二号の職員のうち主たる担当者をいう。以下同じ。)は、幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者(その所在地が過疎地域内である保育所等であつて学級担任を幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者とすることが困難であるものにあつては、保育士であつて意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの)であること。
- 七 施設に長を一人置いていること。
- 八 施設の長は、次のいずれかに該当する者であつて、子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を提供する機能が総合的に発揮されるよう管理又は運営をする能力を有するものであること。
 - イ 学校教育法施行規則第二十条各号に掲げる資格を有する者又はこれと同等の資質を有すると認められる者
 - ロ 学校教育法施行規則第二十一条に規定する者
 - ハ 保育所の長又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

- 九 保育室又は遊戯室、運動場又は屋外遊戯場及び調理室を設けていること。ただし、調理室については、次に掲げる場合は、この限りでない。
- イ 満三歳に満たない子どもの保育を行わない場合であって、満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、第三十七号ただし書に規定する方法による場合
- ロ 施設が幼稚園である場合であって、当該幼稚園内で調理する方法により食事を提供する子どもの数が二十人に満たない場合(当該方法により食事を提供するために必要な調理設備を備えている場合に限る。)
- 十 施設の用に供される建物、運動場及び屋外遊戯場は、同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- イ 子どもに対して教育及び保育を適切に提供できること。
- ロ 子どもが移動する際の安全が確保されていること。
- 十一 満二歳に満たない子どもの保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けていること。この場合において、乳児室の面積は満二歳に満たない子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 十二 施設が幼稚園である場合は、次に掲げる要件を備えていること。
- イ 園舎の面積(満三歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上で満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備及び満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。)は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める面積以上であること。
- (1) 一学級の場合 百八十平方メートル
- (2) 二学級以上の場合 学級数から二を差し引いた数に百平方メートルを乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積
- ロ 運動場又は屋外遊戯場の面積は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める面積に満二歳以上で満三歳に満たない子ども一人につき三・三平方メートルを加えた面積以上であること。
- (1) 二学級以下の場合 学級数から一を差し引いた数に三十平方メートルを乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
- (2) 三学級以上の場合 学級数から三を差し引いた数に八十平方メートルを乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積
- 十三 施設が保育所である場合は、次に掲げる要件を備えていること。
- イ 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。
- ロ 運動場又は屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 十四 施設が保育機能施設である場合は、次に掲げる要件を備えていること。
- イ 前号イに掲げる要件。ただし、第十二号イに掲げる要件を備えている場合における満三歳以上の子どもの保育の用に供する保育室又は遊戯室については、この限りでない。
- ロ 第十二号ロ又は前号ロに掲げる要件
- ハ 定員は、六十人以上(施設の所在地が過疎地域内である場合は、二十人以上)であること。
- 十五 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第十条第一項の規定により主務大臣が定めた事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(保育所における保育の内容に関して内閣総理大臣が定めた指針をいう。)に基づいていること。
- 十六 個々の子どもに対する教育及び保育は、その発育の程度に応じて一貫して行うものであること。
- 十七 共通利用時間における教育及び保育とそれ以外の時間帯における保育を一貫して行うものであること。
- 十八 教育及び保育について、子どもの発育の程度に応じた具体的な目標及びそれを達成するために職員が行うべき事項(以下「ねらい等」という。)を定めていること。
- 十九 教育及び保育は、当該施設において集団生活を経験した期間が子どもごとに異なることに配慮して行うものであること。
- 二十 教育及び保育の内容は、個々の子どもの一日の生活様式又は個々の子どもが施設において提供されるサービスを利用する時間若しくは日数に応じて工夫されていること。
- 二十一 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、教育活動の内容の充実を図っていること。
- 二十二 次に掲げる事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画(以下「全体計画」という。)並びに年、学期、月、週及び日ごとの指導に係る計画(以下「指導計画」という。)を作成し、これに基づいて適切に教育及び保育をするものであること。
- イ 全体計画においては、施設における教育及び保育に係る目標及び理念並びに施設の運営の方針を明らかにすること。
- ロ 指導計画の作成に当たっては、子どもの一日の生活様式に配慮して、活動と休息との調和、緊張感と解放感との調和等を図るようすること。
- ハ 全体計画及び指導計画のうち共通利用時間に係る部分の作成及びその実施に当たっては、ねらい等に準拠すること。

- ニ 年度の初日の前日において年齢を同じくする満三歳以上の子どもについて編制される学級により集団的に
行われる活動と年度の初日の前日における年齢を異にする子どもにより行われる活動とを子どもの発育の程
度に応じて適切に組み合わせること。
- ホ 試験、検定等に合格することを目的とした知識又は特別な技能の修得又は習得のみを目的とすることのな
いように配慮すること。
- 二十三 食育の推進に関する計画を作成していること。
- 二十四 次に掲げる事項に留意して園舎、保育室、運動場又は屋外遊戯場、遊具、教材等の環境を整備している
こと。
 - イ 満三歳に満たない子どもについては健康及び安全を確保し、並びに心身の発達を助長することができるも
のとなるように、満三歳以上の子どもについては年度の初日の前日において年齢を同じくする子どもについ
て編制される学級により集団的に行われる活動の中で子どもが遊びを中心とする活動に主体的に取り組むこ
とにより心身の発達が促される機会を与えることができるものとなるように工夫すること。
 - ロ 一日の生活様式又は施設において提供されるサービスを利用する時間(以下「利用時間」という。)が異な
る子どもが共に生活することを踏まえ、子どもに不安等を与えないものとなるよう配慮すること。
 - ハ 活動の用に供する場所及び休息の用に供する場所が調和するよう適切に配置すること。
 - ニ 共通利用時間については、個々の子どもの生活様式の理解及び行動の予測に基づき計画的に環境を整備す
ること。
 - ホ 子どもが安心して睡眠することができるようにすること。
- 二十五 毎日の教育及び保育は、次に掲げる事項に留意して指導するものであること。
 - イ 満三歳に満たない子どもについては、成人に対する依存度が極めて高いことを考慮して、家庭生活から施
設における生活へ円滑に接続することができるよう家庭との連携協力を十分に図ること。
 - ロ 一日の生活様式又は利用時間が異なる子どもが共に生活することを踏まえ、子どもに不安等を与えないよ
うにする等の配慮をすること。
 - ハ 集団的に行われる活動の中で、子どもが遊びを中心とする活動に主体的に取り組むことにより、心身の発
達が促される機会が与えられるよう工夫すること。
 - ニ 食事についての望ましい習慣を養い、食に関する様々な体験活動等を通じて食事をする事への興味又は
関心を高め、及び健全な食生活を実践する能力を培う食育に取り組むこと。
 - ホ 個々の子どもの状況に応じた飲食物の摂取の方法及び摂取量、食物アレルギーへの適切な対応並びに利用
時間が異なることにより施設で食事をする子どもと食事をしない子どもの双方が在籍していることに配慮す
ること。
 - ヘ 施設における睡眠の時間及び方法は、画一的なものとならないよう配慮すること。
 - ト 健康状態、発育の状況、家庭環境等に鑑み対応について特別な配慮を要すると認められる子どもについ
て、個々の子どもの状況を的確に把握し、医療、保健、福祉等に関する専門的な業務を行う機関と連携し
て、適切な環境の下で当該子どもの健やかな心身の発達が図られるよう配慮すること。
 - チ 職員は、子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を
与える行為をしてはならない。
 - リ 子どもの健やかな心身の発達を図るために、毎日、子どもの状況を的確に把握し、その状況を家庭と相互
に連絡して、日常的に連携を図ること。この場合において、家庭の信頼が確保されるよう職員の間の連携協
力体制を整備すること。
 - ヌ 教育及び保育への保護者の積極的な参加を促すこと。この場合において、全ての保護者が相互に理解を深
めることができるよう配慮すること。
- 二十六 次に掲げる事項に留意して施設における教育及び保育と小学校及び特別支援学校の小学部(以下「小学
校等」という。)における教育との連携を図っていること。
 - イ 小学校等における教育に円滑に接続するために、施設における教育及び保育の内容を工夫すること。
 - ロ 施設の所在する地域の小学校等との交流、合同の研修の実施等の活動を通じて、施設の子どもの小学校等
の児童との交流及び施設と小学校等の職員相互の交流を積極的に進めること。
 - ハ 全ての子どもについて学校教育法施行規則第二十四条第一項の指導要録の抄本その他の子どもの発育の状
況を記載した資料を送付する等の方法により、教育委員会及び小学校等と子どもについての情報を積極的に
共有すること。
- 二十七 次に掲げる事項に留意して子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図っていること。
 - イ 毎日の指導に係る計画の作成、教材の準備、研修等に必要時間を確保するため、子どもの睡眠の時間、
休業日等の活用、非常勤職員の配置、勤務の体制の整備等の方策を講ずること。
 - ロ 幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者と保育士との相互の理解を図ること。
 - ハ 多様なサービスを提供するために必要な知識及び能力を職員に習得させるための研修に係る適切な計画を
作成し、実施すること。
- 二十八 子育て支援事業は、次に掲げる事項に留意して実施されるものであること。
 - イ 保護者自身の育児に係る能力の向上を積極的に支援すること。

ロ 施設の所在する地域において子育てを支援する活動その他の様々な活動を行っている特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体又は個人と連携し、その能力を活用すること。

二十九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第二号)第二条各号に掲げる事業のほか、施設が有する教育及び保育の機能を発揮する事業を実施するよう努めていること。

三十 前号に規定する事業を担当する職員は、保育に関する相談及び指導の業務を行うのに必要な相当の知識及び経験を有する者であること。

三十一 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間であること。ただし、これにより難い場合にあっては、保育を必要とする子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況を考慮して定めた時間であること。

三十二 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定められていること。

三十三 子どもに対する保育を提供する施設を保護者が適切に選択できるよう、施設において提供されるサービスの内容その他の情報を公にしていること。

三十四 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第十三条の三第一項に規定する家庭に属する子ども、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百九号)第六条第六項の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの子ども、障害のある子ども(児童福祉法第四条第二項に規定する障害児のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。)その他保育を提供する上で特別の配慮が必要と認められる子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行っていること。

三十五 前号の選考を行うに当たっては、県及び市町との連携を図っていること。

三十六 子どもの健康及び安全を確保するために、防災、防犯等の体制及び補償の制度を整備していること。

三十七 子どもの通園、当該認定こども園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

三十八 通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認(子どもの降車の際に限る。)を行わなければならない。

三十九 食事の提供は、施設内で調理する方法によっていること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、施設外で調理し搬入する方法によることができる。

イ 当該施設が食事の提供の責任を負うことが明確にされ、衛生、栄養等に関する事項その他適切な食事の提供のために必要な事項について注意を払うことができる体制が確保されていること。

ロ 当該施設、保健所、市町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等に関する栄養指導を受けられる体制等が整備されていること。

ハ 調理の業務を行う者は、当該施設における食事の提供の趣旨を踏まえ、当該業務を適切に行うことができる能力を有する者であること。

ニ 子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じて、食物アレルギー及び必要な栄養素の量等に配慮した食事を提供するとともに、食事の回数等について適切に対応できること。

ホ 当該施設において行う必要がある調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えていること。

四十 施設が提供するサービスについて、利用者等からの苦情が適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な方策を講じていること。

四十一 施設の設置者は、施設の管理及び運営に必要な経済的基礎を有する者であること。

四十二 毎年一回以上、自ら管理及び運営の状況の評価を行うことその他の措置を講じ、その結果を、遅滞なく、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により公表すること。

四十三 施設の用に供される建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が法第三条第一項の認定を受けた施設である旨の表示をすること。

(平二〇条例一七・平二四条例四・平二四条例五・平二六条例三二・一部改正、平二六条例三八・旧第三条繰上・一部改正、令三条例三八・令五条例一四・令五条例二四・令六条例四四・令七条例二八・一部改正)

第三条 法第三条第三項の条例で定める認定の要件は、前条(第一号、第一号の二、第五号から第七号まで、第九号、第十二号から第十四号まで、第三十三号及び第四十三号を除く。)の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

- イ 連携施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
- ロ 連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うものであること。
- 二 職員のうち共通利用時間以外の時間帯において保育に従事するものは、保育士(その所在地が過疎地域内である連携施設であって共通利用時間以外の時間帯において保育に従事する者を保育士である者とすることが困難であるものにあっては、幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者であって意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの)であること。
- 三 学級担任は、幼稚園の教諭の普通免許状又は助教諭の臨時免許状を有する者であること。
- 四 連携施設に長を一人置いていること。
- 五 連携施設の長は、連携施設を一体的に管理し、及び運営していること。
- 六 保育室又は遊戯室、運動場又は屋外遊戯場及び調理室を設けていること。ただし、調理室については、次に掲げる場合は、この限りでない。
- イ 前条第九号イに掲げる場合
- ロ 連携施設内で調理する方法により食事を提供する子どもの数が二十人に満たない場合(当該方法により食事を提供するのために必要な調理設備を備えている場合に限る。)
- 七 次に掲げる要件を備えていること。
- イ 前条第十二号イ及びロに掲げる要件
- ロ 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上で満三歳に満たない子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。
- 八 子どもに対する保育を提供する施設を保護者が適切に選択できるよう、連携施設において提供されるサービスの内容その他の情報を公にしていること。
- 九 連携施設の用に供される建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該連携施設が法第三条第三項の認定を受けた施設である旨の表示をすること。
- (平二四条例四・一部改正、平二六条例三八・旧第四条繰上・一部改正、令五条例一四・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 当分の間、第二条第一号の四(第三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、同号中「十五人」とあるのは「二十人」と、「二十五人」とあるのは「三十人」とする。
- (令六条例四四・追加)
- 3 教育及び保育を受ける子どもが少数である時間帯において、附則第二項により読み替えて適用される第二条第一号の四の規定により子どもの年齢別に置かなければならない教育及び保育に従事する者の総数が一人となる場合には、当分の間、第二条第三号から第五号まで(第三条の規定によりこれらの規定(同号を除く。))の例によることとされる場合を含む。)及び同条第二号の規定にかかわらず、附則第二項により読み替えて適用される第二条第一号の四の規定により置かなければならない教育及び保育に従事する者のうち一人は、幼稚園の教諭の普通免許状若しくは助教諭の臨時免許状を有する者又は保育士(以下「免許状を有する者等」という。))と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者とすることができる。
- (平二八条例四二・全改、令六条例四四・旧第二項繰下・一部改正)
- 4 保育士(第二条第三号及び第五号の規定により置かなければならない保育士又は第三条の規定によりその例によることとされる第二条第三号の規定及び第三条第二号の規定により置かなければならない保育士で、第二条第五号及び第三条第二号に規定する保育士である者に代える者以外のものをいう。附則第七項において同じ。)については、当分の間、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。))をもってこれに代えることができる。
- (平二八条例四二・追加、令六条例四四・旧第三項繰下・一部改正)
- 5 第二条第四号(第三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。)の規定により置かなければならない者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもってこれに代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- (平二八条例四二・追加、令六条例四四・旧第四項繰下)
- 6 一日につき八時間を超えて開園する施設において、開園時間を通じて必要となる教育及び保育に従事する者の総数が、当該施設の利用定員の総数に応じて置かなければならない教育及び保育に従事する者の数を超える場合には、配置すべき者(第二条第三号から第五号までの規定により当該施設に置かなければならない者又は第三条の規定によりその例によることとされる第二条第三号及び第四号の規定並びに第三条第二号の規定により当該施設に置かなければならない者をいう。以下同じ。))については、当分の間、開園時間を通じて必要となる教育及

び保育に従事する者の総数から当該施設の利用定員の総数に応じて置かなければならない教育及び保育に従事する者の数を差し引いて得た数の範囲内で、免許状を有する者等と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者をもってこれに代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八条例四二・追加、令六条例四四・旧第五項繰下)

7 **第二条第三号**の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、一人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもってこれに代えることができる。ただし、満一歳に満たない子どもの数が四人に満たない認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(令五条例一四・追加、令六条例四四・旧第六項繰下)

8 **次の表**の上欄に掲げる規定により**同表**の中欄に掲げる者について**同表**の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、**同表**の下欄に掲げる者の総数は、**附則第二項**により読み替えて適用される**第二条第一号の四**の規定により置かなければならない教育及び保育に従事する者の数の三分の一を超えない範囲内で知事が認める数としなければならない。

附則第四項	保育士	幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	第二条第四号 の規定により置かなければならない者	小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第六項	配置すべき者	免許状を有する者等と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者
附則第七項	第二条第三号 の規定により置かなければならない保育士	看護師等

(平二八条例四二・追加、令五条例一四・旧第六項繰下・一部改正、令六条例四四・旧第七項繰下・一部改正)

附 則(平成二〇年条例第一七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条中就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例第三条第九号及び第三十七号にただし書を加える改正規定 平成二十四年七月一日

附 則(平成二四年条例第五号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第三二号)

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第三八号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

附 則(平成二八年条例第四二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

附 則(令和五年条例第一四号)

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第二条第三十八号の自動車を運行する場合であって、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、当該自動車にブザー等を備えて同条第三十七号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。

ただし、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

附 則(令和五年条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年条例第四四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年条例第二八号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。